

## 第 1 1 期大学分科会における部会等の設置について（案）

〔 令和 4 年 9 月 7 日 〕  
〔 中央教育審議会大学分科会決定 〕

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

### 1. 質保証システム部会

（所掌事務）

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

### 2. 大学院部会

（所掌事務）

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

### 3. 法科大学院等特別委員会

（所掌事務）

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

### 4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

（所掌事務）

学校教育法第 1 1 2 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

### 5. 大学振興部会

（所掌事務）

今後の高等教育機関の機能・役割、教育の在り方、振興策について審議を行う。

6. 教育課程等特例制度運営委員会

(所掌事務)

教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定に係る審査等を行う。

## 第11期大学分科会における主な検討事項

### 大学分科会

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」のフォローアップ
- 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）」を踏まえたニューノーマルにおける大学教育と教職員の在り方
- 魅力ある地方大学の在り方

### 質保証システム部会

- 設置基準、設置認可審査、認証評価制度、情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直し
- ニューノーマルにおける大学教育の質保証の在り方

### 大学院部会

- 第10期大学院部会の審議を踏まえた省令改正の検討
- ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた大学院における教育研究の在り方
- 博士課程修了者のキャリアパスの拡大

### 法科大学院等特別委員会

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の充実に係る更なる検討
- 法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施に向けた検討

### 認証評価機関の認証に関する審査委員会

- 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議

### 大学振興部会

- 総合知の創出・活用を目指した文理横断・文理融合教育、ダブルメジャー、メジャー・マイナー等による学修の幅を広げる教育の推進、初等中等教育における学びの変化や文理分断の改善に対応した大学の在り方
- 各大学において、密度の濃い主体的な学修を可能とする学修者本位の教育の実現、ディプロマ・ポリシーに定める卒業生の資質・能力を保証する「出口の質保証」が徹底され、社会との「信頼と支援の好循環」を形成する仕組みづくり
- 大学の「強み」と「特色」を生かした連携・統合、再編等による地域における学修者のアクセス機会の確保や学生保護の仕組みの整備、高等教育の規模の在り方 等

**教育課程等特例制度運営委員会**

- 審査の実施に向けた諸事項の決定及び大学からの申請に基づく特例の認定に係る審査等